

分掌変更による役員退職給与の
損金算入の可否

【今月のポイント】

西武文理大学サービス経営学部准教授 | 道下 知子

※ 本事実については、本誌2017年12月号5頁「税務の動き」もご参照ください。

役員の退職給与は、法人税法上34条1項括弧書きにより、基本的には損金として取り扱います。ただし、形式的に退職していなくとも、分掌変更などにより、実質的に退職したと同様の事情にある場合に支給した金員については、退職給与として損金算入が認められると実務上解されており、法人税基本通達9-2-32においても、その指標となる例示を挙げています。

それでは、分掌変更による役員退職給与について、実質的に退職したと同様の事情にあるといえる場合とは、どのような場合でしょうか。

今回はこの点について争われた事案をご紹介します。

事実の概要

X社（原告・控訴人）は、プラスチック製部品の製造販売等を行う株式会社です。X社は、平成23年5月30日に開催された株主総会・取締役会で、代表取締役Aを取締役（相談役）に再任し（以下「本件分掌変更」という。）、本社工場の営業部長Bを代表取締役に選任するとともに、Aの報酬を月額205万円から月額70万円、Bの報酬を月額85万円とする旨を決議したほか、Aの退職慰労金（以下「本件金員」という。）を約5,600万円とする旨を決議しました（同年6月15日に支給し、同月30日付で退職金勘定に計上）。

X社は、平成24年3月期（以下「本件事業年度」という。）に本件金員を役員退職給与として損金算入して法人税の確定申告を行い、その後、本件金員を損金不算入とする修正申告を行いました。最終的には、本件金員は損金算入されるべきであったとして更正の請求を行いました。

これに対して所轄税務署長は、本件分掌変更は、「退職と同様の事情」にないため、本件金員は損金不算入になるとして、更正をすべ

き理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）を行いました。

X社は、異議申立て及び審査請求の手続きを経て、平成27年4月3日、本件通知処分の取消しを求めて提訴しました。

争点と当事者の主張

本件の争点は、①本件金員が法人税法34条1項括弧書き所定の「退職給与」に該当するかどうか、②本件金員を損金の額に算入しないことが租税公平主義に違反するかどうかです。紙幅の関係上、本稿では争点①に絞ってみたいと思います。

(1) 原告X社の主張

X社は次の事実を鑑みて、Aの役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められると主張しています。

- ・ Aの月額報酬は、退任前の205万円から3分の1に相当する70万円に激減しており、本件通達における役員の給与の激減に係る基準を充足する。
- ・ BはAの指示や意見に基づかず、自らの判断によりメインバンクを変更するなど、

参考

東京高裁平成29年7月12日判決（平成29（行コ）39通知処分取消請求控訴事件／タインズZ888-2128）
東京地裁平成29年1月12日判決（平成27（行ウ）204通知処分取消請求事件／タインズZ888-2115）
大阪高裁平成18年10月25日判決（平成18（行コ）22更正処分等取消請求事件／タインズZ256-10553）
長崎地裁平成21年3月10日判決（平成19（行ウ）12法人税更正処分等取消請求事件（一部認容）／タインズZ259-11153）
税法22③二、34①
法基通9-2-32